

守谷市議会出前懇談会実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、守谷市議会基本条例（平成25年守谷市条例第28号）第12条第4項に規定する出前懇談会の実施について必要な事項を定めるものとする。

(出前懇談会の申込み)

第2条 出前懇談会の開催を求める市民（市内に在住、在勤又は在学する者をいう。以下「市民」という。）は、守谷市議会出前懇談会申込書（様式第1号）に当該出前懇談会に参加する5人以上の市民の名簿を添えて、議長に申し込むものとする。

2 議長は、前項の申し込みがあったときは、議会運営委員会に諮り、出前懇談会の開催可否の決定及び当該出前懇談会に出席する議員（以下「出席議員」という。）を指名し、守谷市議会出前懇談会開催可否決定通知書（様式第2号）により速やかに市民に通知するものとする。

(出前懇談会の開催場所等)

第3条 出前懇談会を開催する場所は、市民が用意するものとする。

2 出前懇談会の形式、進行等については、出席議員と市民で事前に協議し、決定するものとする。

(開催結果の報告)

第4条 出席議員は、出前懇談会の終了後速やかに、当該出前懇談会の懇談内容等を記載した守谷市議会出前懇談会開催結果報告書（様式第3号）により議長に報告するものとする。

2 前項の報告書は、ホームページ等で公表するものとする。

(政策提言等)

第5条 議長は、出前懇談会において、市長その他の執行機関に対する意見、提言等で重要と認める事項があった場合には、当該事項を所管する常任委員会又は特別委員会に調査研究を指示し、その結果を踏まえ、必要と判断したものは当該執行機関に文書で報告、要望等を行うものとする。

2 議長は、前項の調査研究の結果並びに報告要望等についての経過及び結果を、当該出前懇談会に参加した市民に文書で報告するものとする。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。